平成２５年（フ）第１３３号
京都市北区西賀茂南川上町21番地５
債務者　野々山敬子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
京都市伏見区羽束師菱川町569番地１　ディオ・フェルティ向日東514号
債務者　加藤洋之助
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
京都府長岡京市天神１丁目７番26号　正和荘
債務者　木村　耕三
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
京都府長岡京市天神１丁目７番26号　正和荘
債務者　木村　昭子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２５５号
京都市伏見区小栗栖中山田町60番地　府営住宅小栗栖西団地20―507
債務者　田辺　弥生
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２５９号
京都市左京区浄土寺上馬場町５番地　紫水苑２―Ｆ
債務者　瀬川　佳子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
盛岡市東黒石野１丁目４番13号
債務者　高橋順四郎
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３９１号
福井市二の宮５丁目12番13号
債務者　伊藤　順子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０９号
福井県鯖江市茹生田町第25号９番地
債務者　松田　清美
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
福井県勝山市栄町５丁目１番50号５
債務者　田中美代子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２号
福井県坂井市丸岡町新鳴鹿１―136、住民票上の住所福井県吉田郡永平寺町松岡春日２丁目28番地２
債務者　南部　秀幸
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６号
福井県勝山市元町２丁目10番４号
債務者　佐々木桂子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４０号
福井県勝山市郡町２丁目６番44号
債務者　竹内喜代美
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４３号
福井市栃泉町第３号128番地２、旧住所福井県今立郡池田町薮田第４号１番地14
債務者　杉本　恵巳
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４４号
福井市栃泉町第３号128番地２、旧住所福井県今立郡池田町薮田第４号１番地14
債務者　杉本　博文
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
兵庫県宝塚市小林５丁目９番61―202号
債務者　中西　浩美（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第４７号
兵庫県川西市小花２丁目21番４号
債務者　松田　公嗣
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部